

令和2年4月7日

保護者・在校生の皆さんへ

学校法人岩崎学園
情報科学専門学校
教務部

首都圏への緊急事態宣言発令を踏まえた対応につきまして

政府は4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を神奈川県を含む首都圏に発令しました。これを受け、本校では以下の通り、授業の延期、校内への立ち入り禁止等を含む措置を取らせていただきます。

記

1. 緊急事態対応の期間

- ・原則として緊急事態が解除されるまでの期間とします
- ・状況により変更がある場合は、メールにて連絡致します

2. 期間中の対応について

- ・緊急事態対応期間中は学生の皆さんの校内への立ち入りは一切禁止とします
- ・教職員についても原則として在宅勤務とさせていただきます
- ・授業開始は5月7日（木）です
- ・学生証発行、各種証明書発行の対応は5月7日以降となります

3. 緊急事態期間中の問い合わせ先

- ・各担任の先生にはメール等で問い合わせてください
- ・その他、質問・問い合わせは、jmail@iwasaki.ac.jp まで

※教職員は在宅勤務にあたっており、メールによるご連絡は通常通り承っておりますが、案件によりましてはご対応にお時間を頂く場合もございますので、何卒ご了承ください。

以上